

## 新旧対照表

(別紙)

改 正 後	現 行
<p>別添1</p> <p style="text-align: center;"><u>地域保健従事者現任教育推進事業実施要綱</u></p> <p>1 目的</p> <p>保健師の人材育成については、平成21年7月の保健師助産師看護師法の一部改正により、免許取得後の保健師の臨地研修が努力義務化され、平成23年2月に「新人看護職員研修ガイドライン～保健師編～」が取りまとめられたところである。</p> <p>本ガイドラインには、新人保健師を支える組織における研修体制のひとつの例として都道府県及び指定都市における人材育成の中核となる保健所（当該保健所は、都道府県及び指定都市本庁、大学、関係団体などがその役割を担うことも可能。）を中心とした体制整備が示されており、当該保健所が、地域住民の健康増進や疾病予防等、地域保健活動を行う上で保健師の人材育成を担うための中心となることが期待されている。</p> <p>この事業は、上記経緯を踏まえ、人材育成の中核となる保健所を中心とした現任教育体制を構築し、各地方公共団体において保健師の人材育成を担当する者の人材育成能力を向上させるとともに、新人保健師を含めた保健師に対し、適切かつ安全な保健サービスを提供できる実践能力を育成し、社会状況の変化や住民（労働者）の多種多様なニーズに対応できる保健指導技術と知識の向上を図ることを目的とするものである。</p> <p>2 実施主体</p> <p>この事業の実施主体は、都道府県、保健所設置市、特別区及び市町村とする。</p> <p>ただし、都道府県、保健所設置市（中核市及びその他政令市を除く）については、3(1)、保健所設置市（指定都市を除く）及び特別区については、3(2)、都道府県については、3(3)、保健所設置市、特別区及び市町村については、3(4)に掲げる事業を実施する場合に限る。</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 地域保健従事者の現任教育体制の構築</p> <p>都道府県及び指定都市に設置する人材育成の中核となる保健所は、新人保健師研修のプログラムの企画及び運営に対する指導・助言などを行い、大学、保健師等養成機関及</p> <p>別添1</p> <p style="text-align: center;"><u>保健指導技術高度化支援事業実施要綱</u></p> <p>1 目的</p> <p>この事業は、地方公共団体において医療制度改革を踏まえた生活習慣病対策の充実・強化や新たな健康課題に適切に取り組むため、実態調査に基づいた研修事業を企画・立案するとともに、その研修結果等について評価・検証すること、また、各地方公共団体において保健師の人材育成を担当する者の人材育成能力を向上させ、現任者の教育体制の構築及び充実を図ることにより、保健指導従事者における効果的かつ高度な保健指導技術と知識の向上を目的とする。</p> <p>2 実施主体</p> <p>この事業の実施主体は、都道府県、保健所設置市、特別区及び市町村とする。</p> <p>ただし、保健所設置市及び特別区は、3(1)、(2)、(3)、(4)に掲げる事業を実施する場合に限る。また、市町村（保健所設置市を除く。）は、3(4)に掲げる事業を実施する場合に限る。</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 保健活動等実態調査</p> <p>地方公共団体が実施する保健指導の手法、研修事業の内容や実施状況及び保健指導従事者のニーズの把握など、研修事業の企画や人材育成事業を実施する上で必要な地域保</p>	

び関係団体等との連携を図りながら、住民（労働者）の健康増進や疾病予防を担う様々な領域の保健師の人材育成を担う中心となることが期待されている。

また、当該保健所においては、研修責任者を配置し、その者は人材育成にかかる必要な研修を受講し、行政、産業、医療分野等の業務に精通した者であることが望ましいことから、各都道府県及び指定都市においては次の事業を実施する。

#### ア 研修事業の企画・立案・評価・検証

都道府県及び指定都市において実施する研修事業について、関係機関、関係団体等をもって構成する協議組織を設置し、研修事業がより実効性のある内容とするための企画・立案を行うとともに、推進すべき点及び問題点や改善すべき点を抽出するなど、研修事業の評価・検証を行い、研修内容の充実等を図るものとする。

#### イ 人材育成の中核となる保健所以外の保健所等の研修体制の把握・評価・助言

当該都道府県内又は指定都市内の人才育成の中核となる保健所以外の保健所等の研修事業の体制及び内容等を把握し評価を行い、必要に応じて助言等を行う。

#### ウ 人材育成ガイドラインの作成及び評価に係る検討会等の設置

- (ア) 現任者の教育体制を構築するため、都道府県及び指定都市において検討会を設置し、必要に応じて国立保健医療科学院等からの助言及び技術的援助を得ながら、「人材育成ガイドライン」の作成等を行う。  
(イ) 「人材育成ガイドライン」に基づいて実施した人材育成事業の実施結果や実態調査結果等をもとに、都道府県及び指定都市において、必要に応じて国立保健医療科学院等からの助言及び技術的援助を得ながら、当該ガイドライン等の評価・検証を行い、改定を行うものとする。

#### エ 国立保健医療科学院が実施する研修への受講機会の確保

国立保健医療科学院が実施する次の研修、i) 専門課程 I 保健福祉行政管理分野 ii) 専門課程 II 地域保健福祉分野、iii) 専門課程 III 地域保健福祉専攻科、iv) 公衆衛生看護管理者研修（実務管理）、v) 公衆衛生看護管理者研修（人材管理）について、都道府県及び指定都市の保健師等の派遣とともに、研修期間中の職員代替要員を配置する。

### (2) 中核市及び特別区における人材育成ガイドラインの作成・評価に係る検討会等の設置

ア 現任者の教育体制を構築するため、保健所設置市（指定都市を除く。）又は特別区において検討会を設置し、必要に応じて国立保健医療科学院等からの助言及び技術的援助を得ながら、「人材育成ガイドライン」の作成等を行う。

イ 「人材育成ガイドライン」に基づいて実施した人材育成事業の実施結果や実態調査結果等をもとに、保健所設置市（指定都市を除く。）又は特別区において、必要に応じて国立保健医療科学院等からの助言及び技術的援助を得ながら、当該ガイドライン等の評価・検証を行い、改定を行うものとする。

健活動の実態を把握するための調査を行うものとする。

### (2) 研修事業の企画・立案及び評価・検証

#### ア 研修事業の企画・立案

保健指導技術の向上のため、関係機関、関係団体等をもって構成する協議組織を設置し、実態調査結果や保健指導従事者のニーズ等を踏まえ、生活習慣病対策等における効果的かつ高度な研修事業を企画・立案し、管内に周知するものとする。

なお、事業の評価等に基づき研修内容を改善するなど、効果的かつ効率的な資質向上を図るものとする。

また、地域の特性を十分に勘案した上で、特に次の事項について企画等を行うものとする。

- (ア) 生活習慣病対策と健診・保健指導について  
(イ) 地域における健康危機管理対策について  
(ウ) 新任保健指導従事者の人材育成について

#### イ 研修事業の評価・検証

地方公共団体において実施する研修事業について、関係機関、関係団体等をもって構成する協議組織を設置し、推進すべき点、問題点や改善すべき点を抽出するなど、事業の実施結果や実態調査結果等をもとに研修事業の評価・検証を行い、研修内容の充実等を図るものとする。

### (3) 「人材育成ガイドライン」の作成及び評価・検証

#### ア 「人材育成ガイドライン」の作成

国立保健医療科学院が実施する「公衆衛生看護管理者研修（人材管理）」を修了した者が所属する都道府県、保健所設置市又は特別区において検討会を設置し、必要に応じて国立保健医療科学院等からの助言を得ながら、現任者の教育体制を構築するための「人材育成ガイドライン」の作成等を行うものとする。

#### イ 「人材育成ガイドライン」等の評価・検証

「人材育成ガイドライン」に基づいて実施した人材育成事業の実施結果や実態調査結果等をもとに、国立保健医療科学院が実施する「公衆衛生看護管理者研修（人材管理）」を修了した者が所属する都道府県、保健所設置市又は特別区において、必要に応じて国立保健医療科学院等からの助言を得ながら、当該ガイドライン等の評価・検証を行い、内容の充実や改定を行うものとする。

### (4) 新任保健師育成支援事業

退職保健師等が育成トレーナーとなって、採用後3年以内の新任期の保健師が行う

(3) 都道府県新任保健師等育成支援事業（都道府県）

ア 新任保健師育成支援事業

退職保健師等が育成トレーナーとなって、採用後概ね3年以内の都道府県の新任期の保健師が行う家庭訪問等の地域保健活動に同行し、実際に業務の実施状況を確認しながら、必要な助言等を行うものとする。

イ 保健師研修参加支援事業

人材育成の中核となる保健所以外の保健所等が、人材育成の中核となる保健所の実施する地域保健活動を行う上で必要な研修に保健師を派遣するとともに、研修期間中の職員代替要員を配置する。

(4) 市町村新任保健師等育成支援事業（保健所設置市、特別区及び市町村）

ア 新任保健師育成支援事業

退職保健師等が育成トレーナーとなって、採用後概ね3年以内の市町村の新任期の保健師が行う家庭訪問等の地域保健活動に同行し、実際に業務の実施状況を確認しながら、必要な助言等を行うものとする。

イ 保健師研修参加支援事業

保健所設置市及び特別区が、都道府県が実施する地域保健活動を行う上で必要な研修に、保健師を派遣するとともに、研修期間中の職員代替要員を配置する。

4 経費の負担

(略)

別添 2

地域健康危機管理体制推進事業実施要綱

1 目的

(略)

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、保健所設置市、特別区とする。

3 事業内容

既存の補助制度のない事業であって、健康危機管理事例発生の未然防止や拡大抑制の

家庭訪問等の地域保健活動に同行し、実際に業務の実施状況を確認しながら、必要な助言等を行うものとする。

(5) 保健指導技能向上支援事業

各都道府県において、主に管内市町村等の中堅期の保健師によって構成された保健指導に関する研究会議を開催し、当該会議において模擬的な保健指導を通して効果的な保健指導の手法等について分析及び検討を行い、結果を保健指導マニュアル等として取りまとめる。

この取りまとめた結果については、都道府県が管内の市町村等に対し、必要に応じて助言を行なながら周知を図るものとする。

4 経費の負担

(略)

別添 2

地域健康危機管理体制推進事業実施要綱

1 目的

(略)

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、保健所設置市、特別区とする。

ただし、中核市、地域保健法施行令第1条第3号に定める市、特別区は、3(1)イに掲げる事業を実施する場合に限る。

3 事業内容

(1) 健康危機管理連携推進事業

ために、平時から地域において、健康危機管理における体制の整備を推進するための事業を行う。

ア 各都道府県、指定都市は、総合的な健康危機管理対策を講じるため、関係機関、関係団体等をもって構成する協議組織（健康危機管理協議会等）を設置するとともに、次に掲げる事項に関し検討、協議、評価を行うものとする。

(ア) 地域における健康危機管理対策に関する現状

- (イ) 地域に特徴的な健康危機の発生する危険性
- (ウ) 健康危機情報を迅速に収集できる体制の確保
- (エ) 関係機関、関係団体等との連携・応援体制の構築
- (オ) 地域の実情を踏まえた基本的な対処方針
- (カ) 健康危機事例発生時における責任の所在、役割分担及び指揮命令系統の確認
- (キ) 保健チーム派遣体制の整備及び職員の安全確保
- (ク) 人材の確保及び資質の向上等の基盤整備
- (ケ) その他都道府県等における総合的な健康危機管理対策

イ 各都道府県、保健所設置市、特別区は、保健所ごとに関係機関、関係団体等をもって構成する協議組織（健康危機管理保健所協議会等）を設置するとともに、次に掲げる事項に関し地域の実情に応じた検討、協議を行うものとする。

(ア) 管内市町村における健康危機管理対策に関する現状

- (イ) 関係機関、関係団体等との連携・応援体制の構築
- (ウ) 健康危機情報を迅速に収集できる体制の確保
- (エ) 地域住民への保健サービスの提供の調整
- (オ) 地域住民に対する情報提供等の被害の拡大防止のための普及啓発活動
- (カ) その他所管区域において発生が予想される健康危機事例に応じた対策

(2) 健康危機保健チーム派遣体制整備事業

ア 健康危機事例が発生した際に、情報の収集、状況の確認、原因の究明、現場の調査等、的確かつ速やかな対応を行うため、保健関係者からなる派遣チームを編成し、常時、派遣可能な体制整備を図るものとする

イ 本チームは、二次被害の発生や拡大の防止のため、地域住民又は被害者に対する迅速かつ的確な、健康相談やこころのケアなど、健康危機事例に応じた保健活動を行うものとする。

ウ 本チームは、大規模（広域的）な健康危機事例が発生した際に、発生現場等からの応援要請による迅速な対応や市町村等との連携による適切な保健活動を行うもの

4 経費の負担

(略)

別添 3

地域健康危機管理対策特別事業実施要綱  
(略)

別添 4

(削除)

とする。

エ 有事に備えた平時からの演習等を実施し、緊急時における対応の能力向上を図るものとする。

4 経費の負担

(略)

別添 3

地域健康危機管理対策特別事業実施要綱  
(略)

別添 4

地域保健対策強化推進事業実施要綱

### 1 目的

この事業は、地域保健を取り巻く環境の変化等を踏まえ、地域保健の基盤をゆるぎないものとし、地域住民の健康と安全を確保するため、地域における健康危機管理対策の強化や生活習慣病対策に重点を置いた取組を支援することにより、地域保健対策の充実を図り、地域住民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

### 2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県及び指定都市とする。

### 3 事業内容

本事業の内容は、ボランティアを含む地域保健関係者が共通の課題と認識を持ち、それぞれの地域保健対策に取り組むことが重要であることから、地域保健対策の重点課題をテーマとした以下の事業を実施する。

#### (1) 全国食生活改善大会

食育を通じた健やかな生活習慣の形成等、食生活の改善に資するため、地区組織の活

動を推進し、国民の健康づくりに寄与するものとする。

(2) 地域保健全国大会

健康危機事例の多様化や少子・高齢化などの社会的状況の変化を踏まえ、地域保健の今後の展望と問題点を検討することにより、地域保健対策の充実と実践活動の効果的な推進を図るものとする。

(3) 全国保健師学術研究大会

地域保健活動に従事している保健師等が、研究発表等の実施を通じ、保健指導を中心とした新しい知識及び技術を習得し、地域保健の向上に寄与するものとする。

4 経費の負担

都道府県及び指定都市がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

別添 4

地域・職域連携推進事業実施要綱

1 目的

近年、国民の生命・健康を脅かす主要な疾患となっている生活習慣病（がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等）を予防するためには、個々人の主体的な健康づくりへの取組に加え、健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業による生涯を通じた健康管理を支援するとともに、平成10年以来、自殺者数が高水準で推移している状況を踏まえ、地域の実情に応じたメンタルヘルス対策の推進を図る必要がある。

このため、地域保健と職域保健の連携（以下「地域・職域連携」という。）により、健康づくりのための健康情報の共有のみならず、保健事業を共同実施するとともに、保健事業の実施に要する社会資源を相互に有効活用し、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、保健所設置市及び特別区とする。

ただし、保健所設置市及び特別区は、3(2)イに掲げる事業を実施する場合に限る。

3 事業内容

別添 5

地域・職域連携推進事業実施要綱

1 目的

近年、国民の生命・健康を脅かす主要な疾患となっている生活習慣病（がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等）を予防するためには、個々人の主体的な健康づくりへの取組に加え、健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業による生涯を通じた健康管理を支援することが必要である。

このため、地域保健と職域保健の連携（以下「地域・職域連携」という。）により、健康づくりのための健康情報の共有のみならず、保健事業を共同実施するとともに、保健事業の実施に要する社会資源を相互に有効活用し、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、保健所設置市及び特別区とする。

ただし、保健所設置市及び特別区は、3(2)イに掲げる事業を実施する場合に限る。

3 事業内容

## (1) 地域・職域連携協議会の設置

- ア 広域的な地域・職域連携を図り、地域の実情に応じた協力体制による生涯を通じた継続的な保健サービスの提供・健康管理体制を整備・構築するため、地域・職域連携推進協議会を設ける。
- イ 同協議会は、地域保健法（昭和22年法律第101号）第4条の基本方針（平成6年厚生省告示第374号）の第6の4及び健康増進法（平成14年法律第103号）第9条の健康診査等指針（平成16年厚生労働省告示第242号）の第3の7に掲げる事項を展開するための総合調整機関の役割を担うこととする。
- ウ 同協議会は、（3）に掲げる関係機関（以下「関係機関」という。）のうちから幅広い参画を得て構成することとする。
- エ 都道府県ごとに都道府県地域・職域連携推進協議会（以下「都道府県協議会」という。）を設ける。また、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第10号の区域（以下「二次医療圏」という。）、保健所設置市又は特別区の単位に二次医療圏地域・職域連携推進協議会（以下「二次医療圏協議会」という。）を設けることとする。ただし、二次医療圏協議会については、行政区域上の問題等により二次医療圏単位で設置する事が困難な、やむを得ない理由がある場合には、保健所単位による協議会の設置も可能とする。
- なお、都道府県協議会及び二次医療圏協議会は、既存の協議機関（会議等）を活用して、これらの協議会として差し支えない。

## (2) 地域・職域連携推進協議会の事業

### ア 都道府県協議会

- （ア）都道府県協議会は、管内の広域的な連携に関わる関係機関の代表者等により構成する。
- （イ）同協議会は、管内の地域・職域連携により実施する保健事業等（以下「連携事業等」という。）について企画・立案、実施・運営、評価等（以下「企画等」という。）を行うとともに、二次医療圏協議会の取組について広域的な調整を行う。
- なお、医療保険者を中心とする「保険者協議会」との適切な連携を図ること。
- （ウ）同協議会は、主に次の事項を役割として担うものであり、地域特性を十分に勘案した上で、企画等を行う。
- a 各関係者（医療保険者、市町村衛生部門、事業者、関連団体等）の実施している保健事業等の情報交換、分析及び第三者評価
  - b 都道府県における健康課題の明確化
  - c 都道府県健康増進計画や特定健康診査等実施計画等に位置づける目標の策定、評価、連携推進方策等
  - d 各関係者が行う各種事業の連携促進及び共同実施
  - e 事業者等の協力の下、特定健診・特定保健指導等の総合的推進方策

## (1) 地域・職域連携推進協議会の設置

- ア 広域的な地域・職域連携を図り、地域の実情に応じた協力体制による生涯を通じた継続的な保健サービスの提供・健康管理体制を整備・構築するため、地域・職域連携推進協議会を設ける。
- イ 同協議会は、地域保健法（昭和22年法律第101号）第4条の基本方針（平成6年厚生省告示第374号）の第6の4及び健康増進法（平成14年法律第103号）第9条の健康診査等指針（平成16年厚生労働省告示第242号）の第3の7に掲げる事項を展開するための総合調整機関の役割を担うこととする。
- ウ 同協議会は、（3）に掲げる関係機関（以下「関係機関」という。）のうちから幅広い参画を得て構成することとする。
- エ 都道府県ごとに都道府県地域・職域連携推進協議会（以下「都道府県協議会」という。）を設ける。また、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第10号の区域（以下「二次医療圏」という。）、保健所設置市又は特別区の単位に二次医療圏地域・職域連携推進協議会（以下「二次医療圏協議会」という。）を設けることとする。ただし、二次医療圏協議会については、行政区域上の問題等により二次医療圏単位で設置することが困難な、やむを得ない理由がある場合には、保健所単位による協議会の設置も可能とする。
- なお、都道府県協議会及び二次医療圏協議会は、既存の協議機関（会議等）を活用して、これらの協議会として差し支えない。

## (2) 地域・職域連携推進協議会の事業

### ア 都道府県協議会

- （ア）都道府県協議会は、管内の広域的な連携に関わる関係機関の代表者等により構成する。
- （イ）同協議会は、管内の地域・職域連携により実施する保健事業等（以下「連携事業等」という。）について企画・立案、実施・運営、評価等（以下「企画等」という。）を行うとともに、二次医療圏協議会の取組について広域的な調整を行う。
- なお、医療保険者を中心とする「保険者協議会」との適切な連携を図ること。
- （ウ）同協議会は、主に次の事項を役割として担うものであり、地域特性を十分に勘案した上で、企画等を行う。
- a 各関係者（医療保険者、市町村衛生部門、事業者、関連団体等）の実施している保健事業等の情報交換、分析及び第三者評価
  - b 都道府県における健康課題の明確化
  - c 都道府県健康増進計画や特定健康診査等実施計画等に位置づける目標の策定、評価、連携推進方策等
  - d 各関係者が行う各種事業の連携促進及び共同実施

f 同協議会の取組の広報、啓発

イ 二次医療圏協議会

(ア) 二次医療圏協議会は、区域内の事業に関わる関係機関の代表者等により構成する。

(イ) 同協議会は、地域における関係機関への情報提供と連絡調整、健診の実施状況等の健康情報の収集、健康意識調査等によるニーズの把握等を行うとともに、主に次の事項を役割として担うものであり、地域特性を活かした具体的な連携事業の企画等を行う。

a 区域内固有の健康課題の明確化

b 共通認識として明確化された健康課題に対して、各構成機関・団体として担える役割の確認と推進

c 健診の実施状況及び結果等の健康に関する情報の収集、健康意識調査等によるニーズ把握等

d 健康づくりに関する社会資源の情報交換、有効活用、連携、調整

e 健康に影響を及ぼす地域の環境要因に関する情報交換等

f 具体的な事業の企画・実施・評価等の推進及び事業に関する広報

g 圏域の市町村、事業者への支援

h 同協議会の取組の広報、啓発

(ウ) 同協議会には、具体的な保健事業等連携事業の企画等を行うために、保健事業等の共同実施に関する作業部会や社会資源の相互有効活用に関する作業部会等、所要の作業部会等を置くことができる。

(エ) 作業部会は、二次医療圏協議会の構成員及び連携事業の実務担当者により構成する。なお、既存の会議等を活用して作業部会として差し支えない。

(3) 地域・職域連携推進協議会及び二次医療圏協議会には、必要に応じ、自殺・うつ病等を含めたメンタルヘルス対策のための情報、課題の共有や事例検討会を開催し自殺未遂者等一人ひとりの状況に応じた支援計画の検討を行うための支援実務者を構成員として参画させることができる。

(4) 関係機関

ア 地域保健関係機関

都道府県、市町村、保健所、精神保健福祉センター等

イ 職域保健関係機関

事業所、健康保険組合連合会、国民健康保険団体連合会、共済組合、保険者協議会、都道府県社会保険協会、労働局、労働基準監督署、都道府県産業保健推進センター、地域産業保健センター、商工会議所・商工会、協同組合等

e 事業者等の協力の下、特定健診・特定保健指導等の総合的推進方策

f 同協議会の取組の広報、啓発

イ 二次医療圏協議会

(ア) 二次医療圏協議会は、区域内の事業に関わる関係機関の代表者等により構成する。

(イ) 同協議会は、地域における関係機関への情報提供と連絡調整、健診の実施状況等の健康情報の収集、健康意識調査等によるニーズの把握等を行うとともに、主に次の事項を役割として担うものであり、地域特性を活かした具体的な連携事業の企画等を行う。

a 区域内固有の健康課題の明確化

b 共通認識として明確化された健康課題に対して、各構成機関・団体として担える役割の確認と推進

c 健診の実施状況及び結果等の健康に関する情報の収集、健康意識調査等によるニーズ把握等

d 健康づくりに関する社会資源の情報交換、有効活用、連携、調整

e 健康に影響を及ぼす地域の環境要因に関する情報交換等

f 具体的な事業の企画・実施・評価等の推進及び事業に関する広報

g 圏域の市町村、事業者への支援

h 同協議会の取組の広報、啓發

(ウ) 同協議会には、具体的な保健事業等連携事業の企画等を行うために、保健事業等の共同実施に関する作業部会や社会資源の相互有効活用に関する作業部会等、所要の作業部会等を置くことができる。

(エ) 作業部会は、二次医療圏協議会の構成員及び連携事業の実務担当者により構成する。なお、既存の会議等を活用して作業部会として差し支えない。

(3) 関係機関

ア 地域保健関係機関

都道府県、市町村、保健所等

イ 職域保健関係機関

事業所、健康保険組合連合会、国民健康保険団体連合会、共済組合、保険者協議会、都道府県社会保険協会、労働局、労働基準監督署、都道府県産業保健推進センター、地域産業保健センター、商工会議所・商工会、協同組合等

ウ その他関係機関等

医療機関（健診機関等）、健康保持増進サービス機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、警察、消防、学識経験者、住民や就労者の代表、産業医、産業保健師等

4 経費の負担

(略)

5 その他

(略)

別添 5

ホームレス保健サービス支援事業実施要綱

(略)

別添 6

テーラーメイド保健指導プログラム評価支援事業実施要綱

(略)

ウ その他関係機関等

医療機関（健診機関等）、健康保持増進サービス機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、学識経験者、住民や就労者の代表等

4 経費の負担

(略)

5 その他

(略)

別添 6

ホームレス保健サービス支援事業実施要綱

(略)

別添 7

テーラーメイド保健指導プログラム評価支援事業実施要綱

(略)